県章

山形県公報

令和８年10月30日（金）
第750号
毎週火・金曜日発行

目　　次

規　　則

○職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……（人　事　課）…1040

告　　示

○鳥獣保護区の存続期間の更新……（みどり自然課）… 同
○特別保護地区の指定……（　同　）…1042
○同　……（　同　）… 同
○昭和55年10月県告示第1850号（鳥獣保護区設定）の一部改正……（　同　）…1043
○昭和61年10月県告示第1443号（鳥獣保護区設定）の一部改正……（　同　）… 同
○特定猟具使用禁止区域の指定……（　同　）…1044
○公共測量の実施の通知……（農村整備課）… 同
○同　……（　同　）… 同
○公共測量の終了の通知……（　同　）…1045
○同　……（　同　）… 同
○同　……（　同　）… 同
○同　……（　同　）… 同
○農用地利用集積等促進計画の認可……（　同　）…1046
○森林病害虫等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……（庄内総合支庁森林整備課）…1047
○公共測量の実施の通知……（県土整備企画課）… 同
○同　……（　同　）…1048
○県道の供用の開始……（庄内総合支庁建設総務課）… 同

教育委員会関係

告　　示

○指定納付受託者の指定…… 同

選挙管理委員会関係

告　　示

○政治団体の解散…… 同
○資金管理団体でなくなった旨の届出……1049

海区漁業調整委員会関係

指　　示

○漁業法によるはたはた採捕の制限…… 同

規　　則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第56号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年３月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

(13) 工業技術センター置賜試験場において処理する工業に関する試験研究及び産学官連携に関する事務

別表に次の１項を加える。

13　第２条第13号の事務

地　域　の　区　分	駐　在　場　所
県内全域	米沢市中央一丁目９番15号

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。

告　　示

山形県告示第754号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　(1) 名　　称　経塚山鳥獣保護区（上山市）

(2) 区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ　鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ　鳥獣保護区の指定目的

経塚山鳥獣保護区は、上山市街地の北西側に位置する経塚山と大平山を中心とした区域で、森林浴やバードウォッチングに訪れる市民も多く、人々の憩いの場として広く利用されている。植生は、アカマツの二次群落や植林地域も見られるが、大半はコナラ群落を中心とした広葉樹林であり、キジバトやウグイス等身近な鳥類やニホンカモシカやニホンリス等獣類の生息も確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ハ　管理方針

(ｲ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ﾛ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ﾊ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

２　(1) 名　　称　御所山鳥獣保護区（尾花沢市）

(2) 区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ　鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ　鳥獣保護区の指定目的

御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした区域で、渓谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウークロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっており、ヤマネやホンドオコジョ等の小型獣類やニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ　管理方針

(ｲ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ﾛ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ﾊ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

３　(1) 名　　称　摩耶山鳥獣保護区（鶴岡市）

(2) 区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ　鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ　鳥獣保護区の指定目的

摩耶山鳥獣保護区は、摩耶山を中心とした区域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウークロベ群落、東側斜面にはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在する区域で、鳥獣の良好な生息地となっており、小型獣類のヤマネやニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ　管理方針

(ｲ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

(ﾛ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ﾊ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第755号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により、御所山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　名　　称　御所山特別保護地区（尾花沢市）

２　区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

３　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした区域で、渓谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この区域にはブナを主体とする森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、ヤマネやホンドオコジョ等の小型獣類やニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している区域は、植生の大半は、ブナ－チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウ－クロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシ－タニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、御所山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

イ　鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ハ　農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第756号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により、摩耶山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　名　　称　摩耶山特別保護地区（鶴岡市）

２　区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

３　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

摩耶山鳥獣保護区は摩耶山を中心とした区域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。この区域にはブナを主体とした森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、小型獣類のヤマネやニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している区域は、植生の大半は、ブナ－チシマザサ群落となっているが、山頂

付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウークロベ群落、東側斜面にはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在する区域で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、摩耶山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

イ　鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

ロ　登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ハ　農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第757号

昭和55年10月県告示第1850号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

第５項第３号中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に改め、同項第４号ロ中「地域」を「区域」に、「引き続き、」を「引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

ハ　管理方針

(ｲ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

(ﾛ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ﾊ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第758号

昭和61年10月県告示第1443号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

第２項第３号中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に改め、同項第４号ロ中「地域」を「区域」に、「引き続き、」を「引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

ハ　管理方針

(ｲ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ﾛ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ﾊ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

第３項第３号中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に改め、同項第４号ロ中「地域」を「区域」に、「鳥獣や」を「鳥類や」に、「引き続き、」を「引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

ハ　管理方針

(ｲ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め

る。

(ﾛ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ﾊ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

山形県告示第759号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　(1) 名　　称　前川思川特定猟具使用禁止区域（上山市）
　　(2) 区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
　　(3) 存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
　　(4) 禁止に係る特定猟具の種類　銃器
２　(1) 名　　称　赤川特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
　　(2) 区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
　　(3) 存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
　　(4) 禁止に係る特定猟具の種類　銃器
３　(1) 名　　称　中平田特定猟具使用禁止区域（酒田市）
　　(2) 区　　域　別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
　　(3) 存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
　　(4) 禁止に係る特定猟具の種類　銃器

山形県告示第760号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　　寒河江市大字柴橋、大字松川地内及び西村山郡大江町大字左沢地内
２　公共測量を実施する期間
　　令和８年10月５日から令和９年２月26日まで
３　作業の種類
　　公共測量（ＵＡＶレーザ測量、水準測量）

山形県告示第761号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　　寒河江市大字中郷地内
２　公共測量を実施する期間
　　令和８年10月５日から令和９年２月26日まで
３　作業の種類

公共測量（ＵＡＶレーザ測量、水準測量）

山形県告示第762号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施した地域
　鶴岡市羽黒町上野新田地内
２　公共測量を実施した期間
　令和７年７月28日から令和８年９月９日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第763号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施した地域
　尾花沢市大字鶴子地内
２　公共測量を実施した期間
　令和６年７月８日から令和７年３月26日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

山形県告示第764号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施した地域
　寒河江市大字柴橋及び西村山郡大江町大字左沢地内
２　公共測量を実施した期間
　令和７年12月８日から令和８年７月31日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第765号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施した地域
　寒河江市大字中郷地内
２　公共測量を実施した期間
　令和７年12月８日から令和８年７月31日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第766号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	47者	山形市南石関11番３ほか117筆
上 山 市	11者	上山市牧野字下原1806番ほか47筆
天 童 市	５者	天童市大字原町字梨ノ木89番ほか13筆
中 山 町	１者	東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦3556番ほか４筆
寒河江市	85者	寒河江市大字日田字川前63番ほか320筆
河 北 町	28者	西村山郡河北町大字溝延字黒木渕697番ほか85筆
朝 日 町	１者	西村山郡朝日町大字四ノ沢字屋敷上711番ほか30筆
大 江 町	12者	西村山郡大江町大字小見字下1113番ほか27筆
村 山 市	58者	村山市大字富並字大林5424番86ほか239筆
東 根 市	９者	東根市大字東根元東根字和合3895番１ほか13筆
新 庄 市	９者	新庄市金沢字梅ケ崎4873番ほか38筆
金 山 町	１者	最上郡金山町大字金山字魚清水985番ほか５筆
最 上 町	22者	最上郡最上町大字月楯字下川原2089番ほか98筆
舟 形 町	５者	最上郡舟形町長沢字老ノ沢101番８ほか45筆
真室川町	４者	最上郡真室川町大字大沢字広倉5564番ほか217筆
戸 沢 村	２者	最上郡戸沢村大字津谷字大由縄217番１ほか12筆
南 陽 市	４者	南陽市長岡字堂ノ前1986番ほか17筆
長 井 市	29者	長井市上伊佐沢字岩見原前7343番ほか215筆
白 鷹 町	２者	西置賜郡白鷹町大字広野字細越一2406番１ほか15筆
遊 佐 町	33者	飽海郡遊佐町小原田字中田28番ほか1,427筆

２　認可年月日
　令和８年10月20日

山形県告示第767号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第２項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　区域及び期間

区域		期間
市町名	大字名又は町名	
遊佐町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	令和８年12月４日から 令和９年３月31日まで

２　森林病害虫等の種類　　松くい虫

３　行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病害虫等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第１条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

４　命令をしようとする理由

１の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、３の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

５　その他必要な事項

(1)　１の区域内において３に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から２週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。

(2)　３の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和８年12月３日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。

(3)　３の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(4)　３の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。

(5)　知事は、３に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が１の期間内に３の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(6)　知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、３の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山形県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　西置賜郡白鷹町大字横田尻地内

２　公共測量を実施する期間
　令和８年10月１日から令和９年１月29日まで

３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　鶴岡市、西村山郡西川町、最上郡大蔵村、同郡戸沢村及び東田川郡庄内町の一部
２　公共測量を実施する期間
　令和８年９月28日から同年12月18日まで
３　作業の種類
　公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和８年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和８年10月30日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　路線名　酒田松山線
２　供用開始の区間　酒田市本町一丁目38番16から
　同　37番２まで
３　供用開始の期日　令和８年10月30日

教育委員会関係

告　示

山形県教育委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和８年10月30日

山形県教育委員会教育長　須　貝　英　彦

１　指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
　ＳＰ．ＬＩＮＫＳ株式会社
　東京都港区芝浦三丁目１番１号　田町ステーションタワーＮ19階
２　指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
　山形県立高等学校及び山形県立中学校の入学者選抜手数料
３　指定年月日
　令和８年11月１日

選挙管理委員会関係

告　示

山形県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和８年10月30日

山形県選挙管理委員会
委員長　粕　谷　真　生

１　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県参議院選挙区第一支部	大内　理加	令和 7.12.11

２　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
鈴木てつお後援会	鈴木　徹雄	令和 7.12.31
あべとしかつ後援会	池田　義男	令和 8. 2.27
佐藤せいしち後援会	加藤　嘉郎	令和 8. 2.28
せいふう21	横山　直広	令和 8. 2.28
元木洋介後援会	元木　洋介	令和 8. 6.28

山形県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項第２号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和８年10月30日

山形県選挙管理委員会
委員長　粕谷　真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
鈴木　徹雄	鈴木てつお後援会	令和 7.12.31
元木　洋介	元木洋介後援会	令和 8. 6.28

海区漁業調整委員会関係

指　示

山形海区漁業調整委員会指示第３号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に来遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和８年10月30日

山形海区漁業調整委員会
会長　加藤　栄

令和８年12月１日から令和９年１月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県漁業調整規則（令和２年県規則第66号）第45条第１項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

海　　域	採　捕　方　法
水深30メートル以浅の沿岸海域	海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。）

令和８年10月30日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和８年10月30日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。